

## 居宅介護支援事業所 利用料金目安表

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、基本的にはご利用者様の自己負担はありません。

※ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村へ提出しますと、所定額の払い戻しを受けることができます。

### ①基本料金

居宅介護支援費	要介護1 要介護2	¥ 11,878-
	要介護3 要介護4 要介護5	¥ 15,424-

### ②加算料金

下記の加算については、各基準に適合した場合に算定します。

初回加算 I (新規に居宅サービスを作成した場合) (要介護状態区分が2段階以上変更となった場合)	¥ 3,420-
入院時情報連携加算 I	¥ 2,280-
入院時情報連携加算 II	¥ 1,140-
退院・退所加算	¥ 3,420-
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	¥ 3,420-
緊急時等居宅カンファレンス加算	¥ 2,280-
特定事業所加算 I	¥ 5,700-
特定事業所加算 II	¥ 4,560-
特定事業所加算 III	¥ 3,420-

### ③その他の料金

交通費	東京都中央区にお住まいの方は無料 東京都中央区外にお住まいの方は訪問場所によって交通費の実費を頂く事があります。
解約料	ご利用者はいつでも解約することができますが料金はかかりません。
事務手続き代行	ご利用者の希望によって事務手続きを代行する事がありますが、その手続きにかかる費用は実費となります。 ※要介護認定申請に関わる事務手続きの代行については無料

※利用料金の詳細内容につきましては介護支援専門員へお問い合わせください。